

防 衛

1. 防衛関係費の概要

2. 防衛関係費の課題

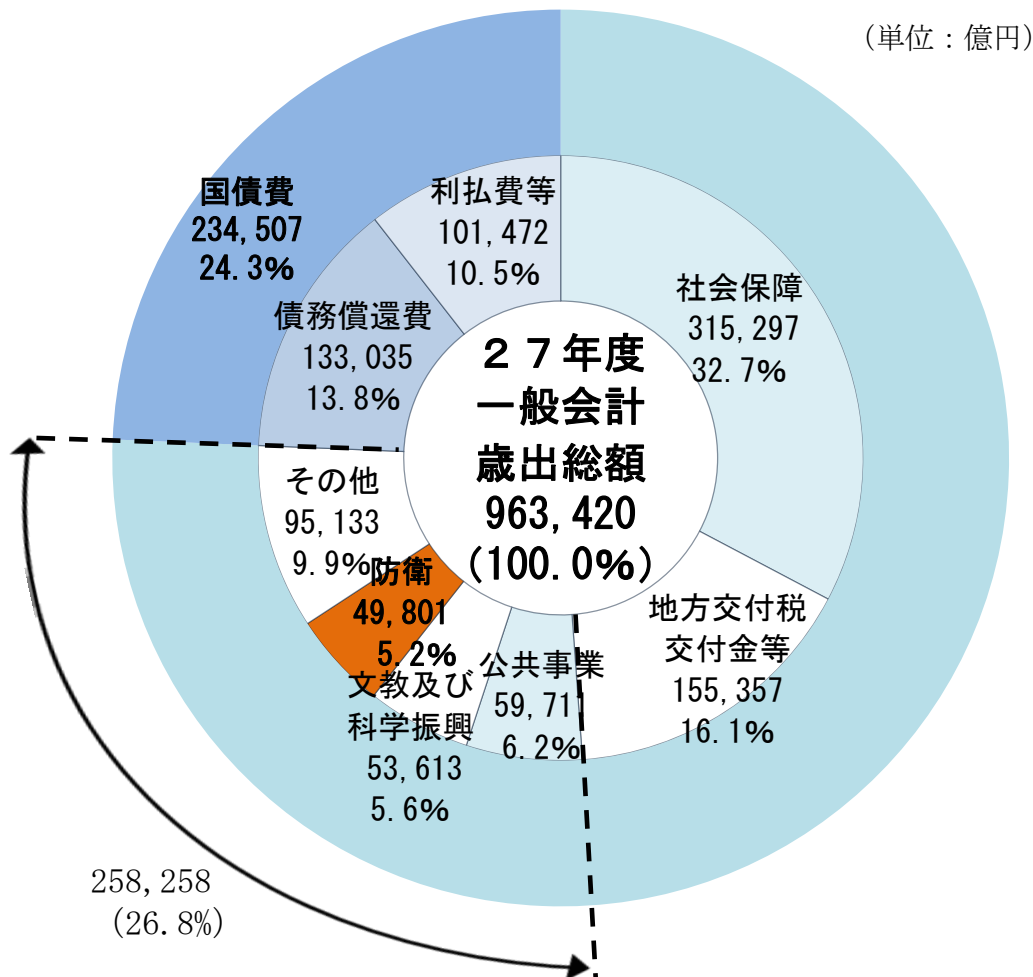
(1) 調達改革等

(2) 在日米軍駐留経費負担の見直し

1. 防衛関係費の概要

防衛関係費と歳出改革への取組

- 防衛関係費は社会保障を除く一般歳出の中で、公共事業関係費、文教及び科学振興費に次ぐ、主要な規模を占めている。
- このため、防衛関係費についても、「経済・財政再生計画」で示された方針に沿って、歳出改革に取り組む必要。



経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)

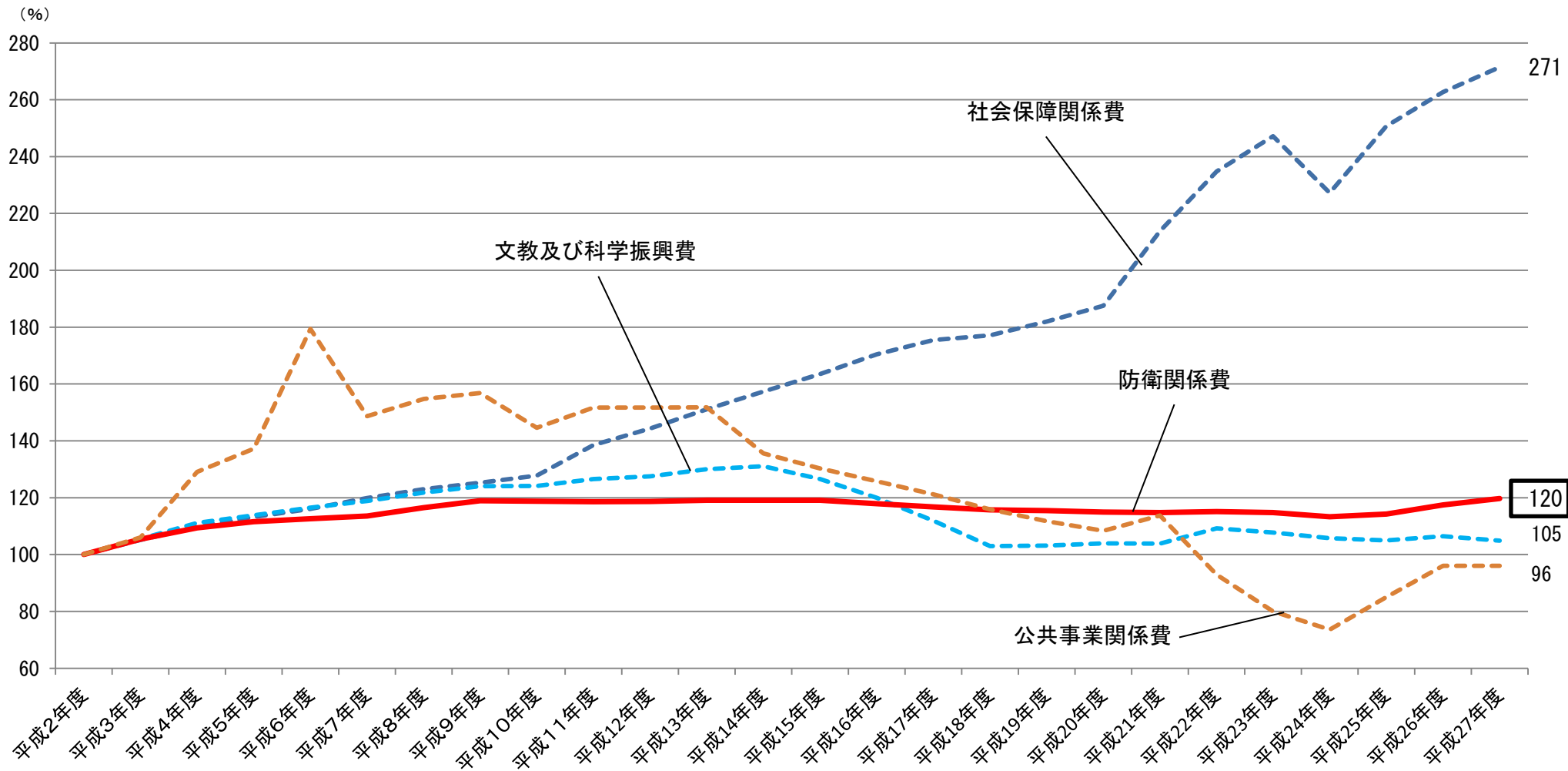
「経済・財政再生計画」(抄)

国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。

※ 国の一般歳出の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。

主要経費の推移(平成2年度(1990年度)を100とした場合)

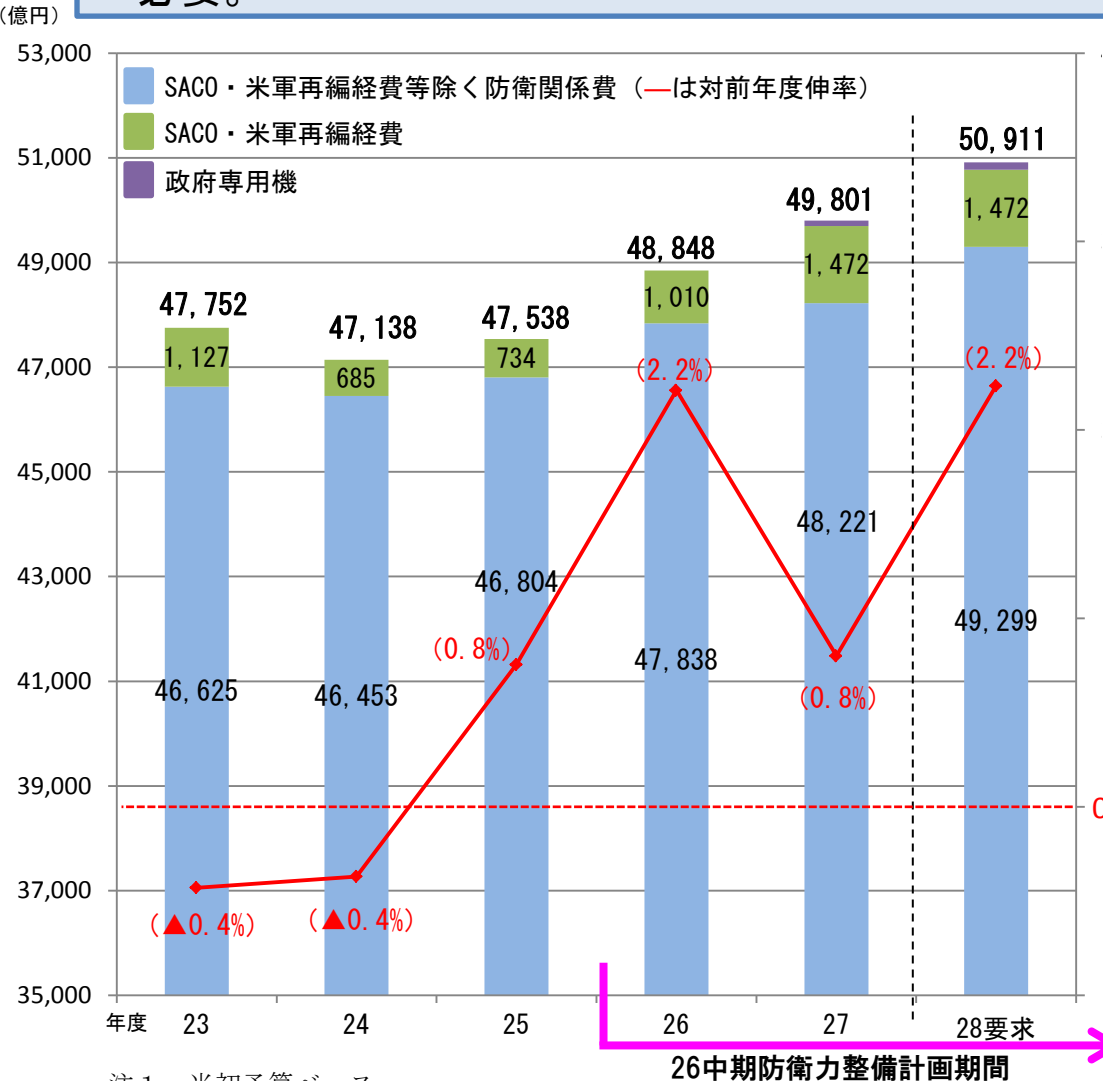
○ 赤字国債発行から脱却した平成2年度以降、一般歳出のうち社会保障関係費を除く主要経費の中で防衛関係費は最も安定的に推移している。



注:当初予算ベース

防衛関係費の推移

- 平成25年度以降、防衛関係費は増加。
- 「中期防衛力整備計画」では、平成26年度から平成30年度まで平均実質0.8%の伸率による所要経費の総額（23兆9,700億円）の枠内とすることを規定。
- 厳しい財政状況の中、SACO・米軍再編経費を含め、防衛関係費をメリハリある予算としていく必要。



「中期防衛力整備計画」(抄)
(平成25年12月17日閣議決定)

- VI 所要経費
- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
 - 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

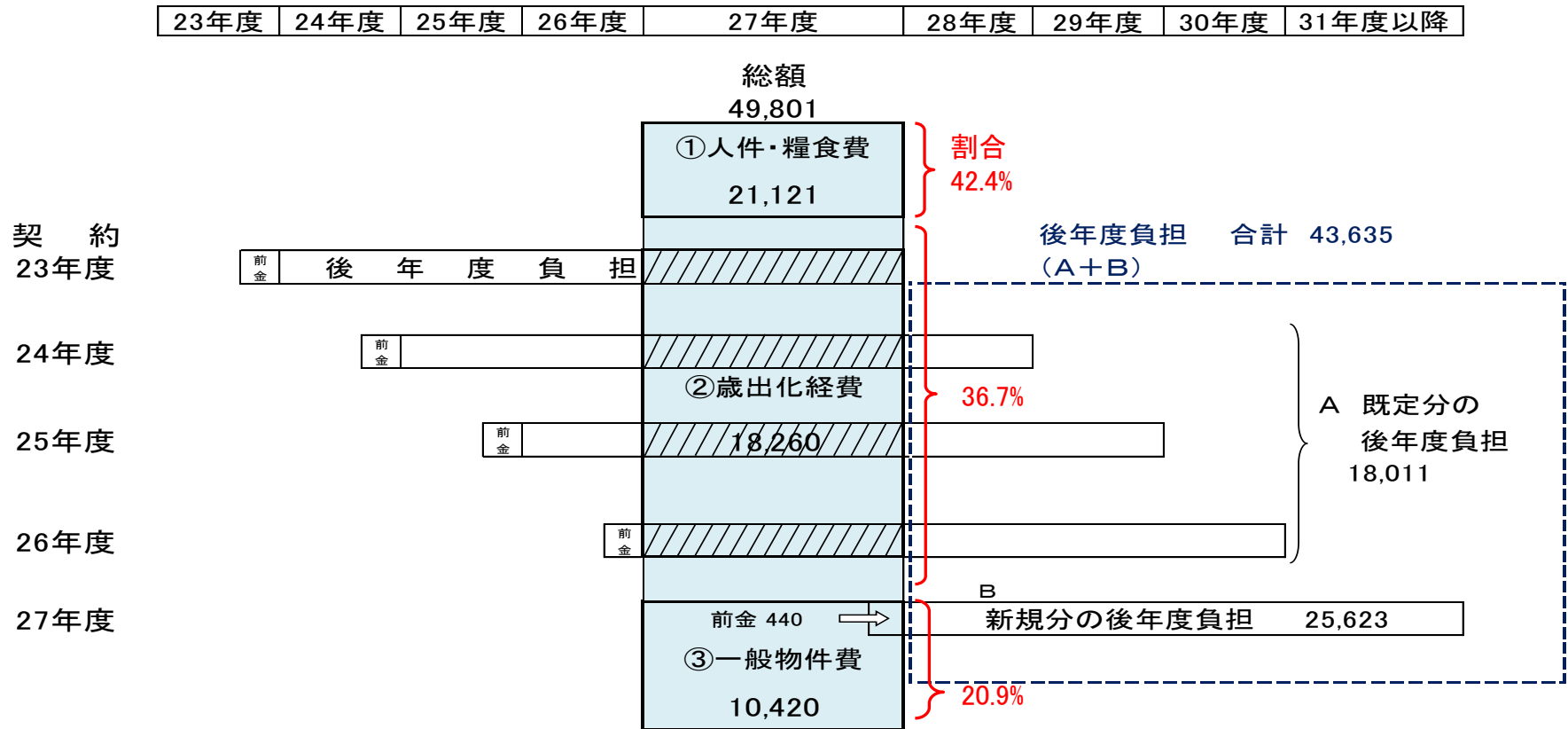
注3：SACO(Special Action Committee on Okinawa)は、沖縄県の在日米軍に係る土地・施設の返還、訓練・運用改善による騒音等の地元の負担軽減等について日米間で協議を行った特別委員会の呼称。

注1：当初予算ベース
注2：SACO・米軍再編経費の28年度概算要求額は、27年度予算額で仮置き。

防衛関係費の構造

- 防衛関係費は、①人件・糧食費と②歳出化経費（過去の装備品等の調達の後年度負担）が、その8割を占めており、硬直的な構造になっている。
- 特に、新規の後年度負担（国庫債務負担行為等）は、翌年度以降の歳出化経費として予算の硬直化の要因となることに留意。

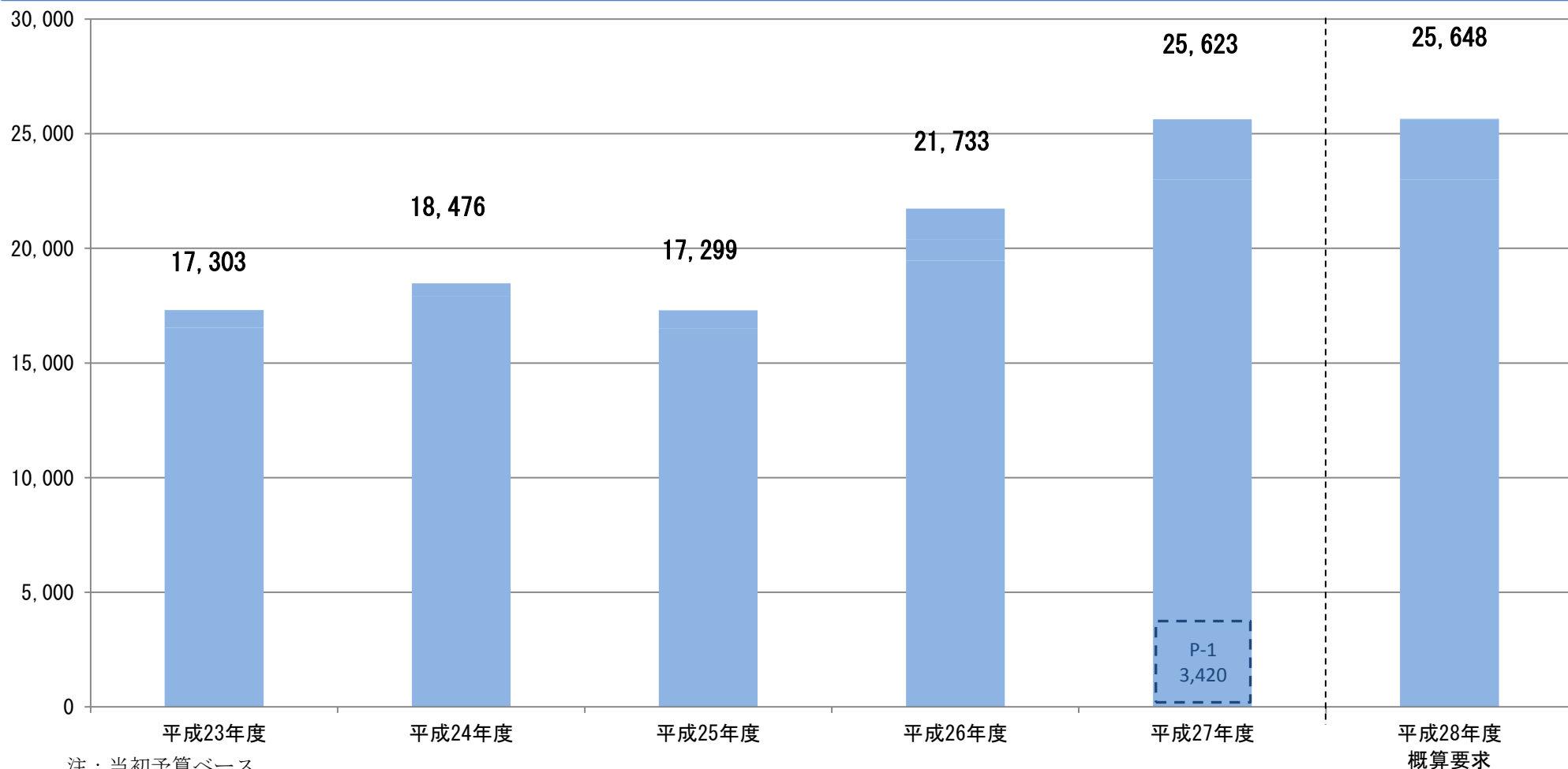
(単位: 億円)



- ①人件・糧食費 : 隊員の給与、退職金、営内での食事など
- ②歳出化経費 : 前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費（戦車、護衛艦、戦闘機など）
- ③一般物件費 : 装備品の修理・油購入等の活動費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

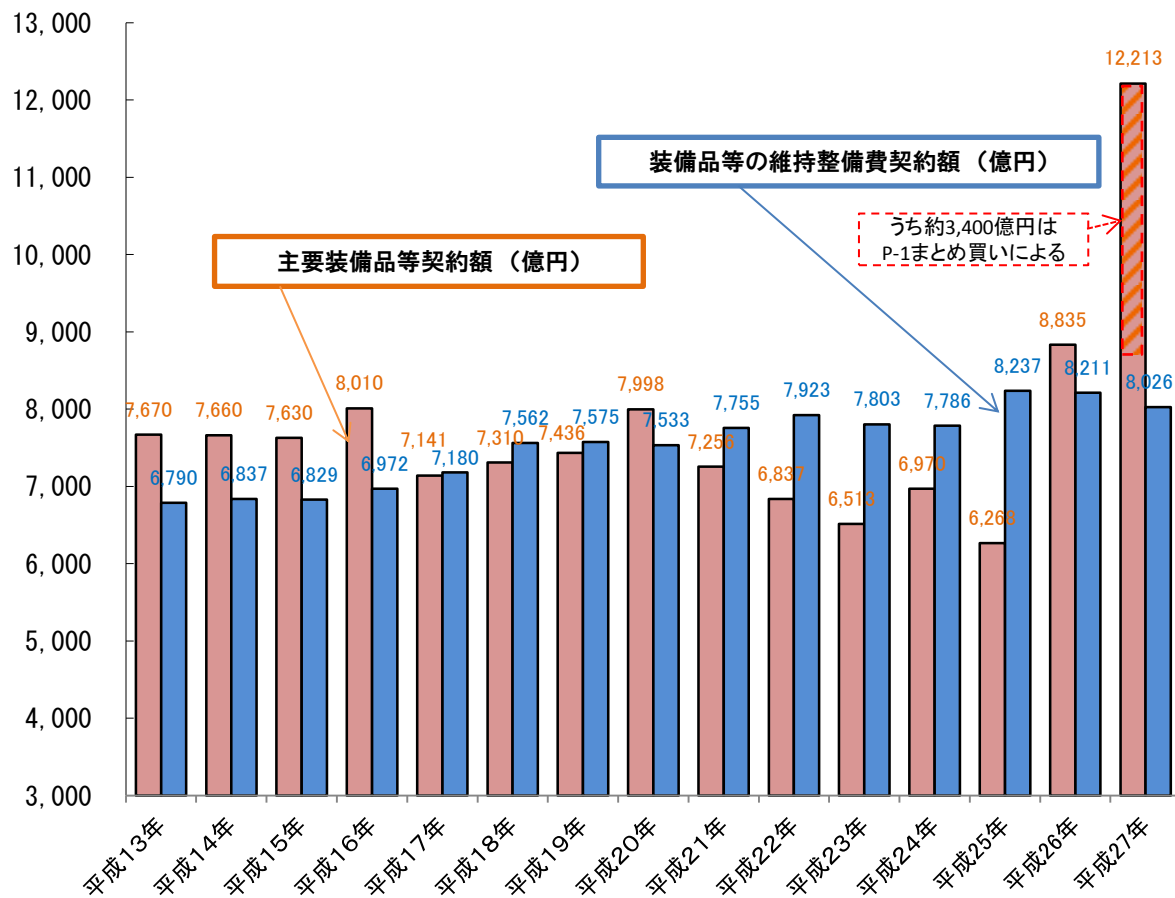
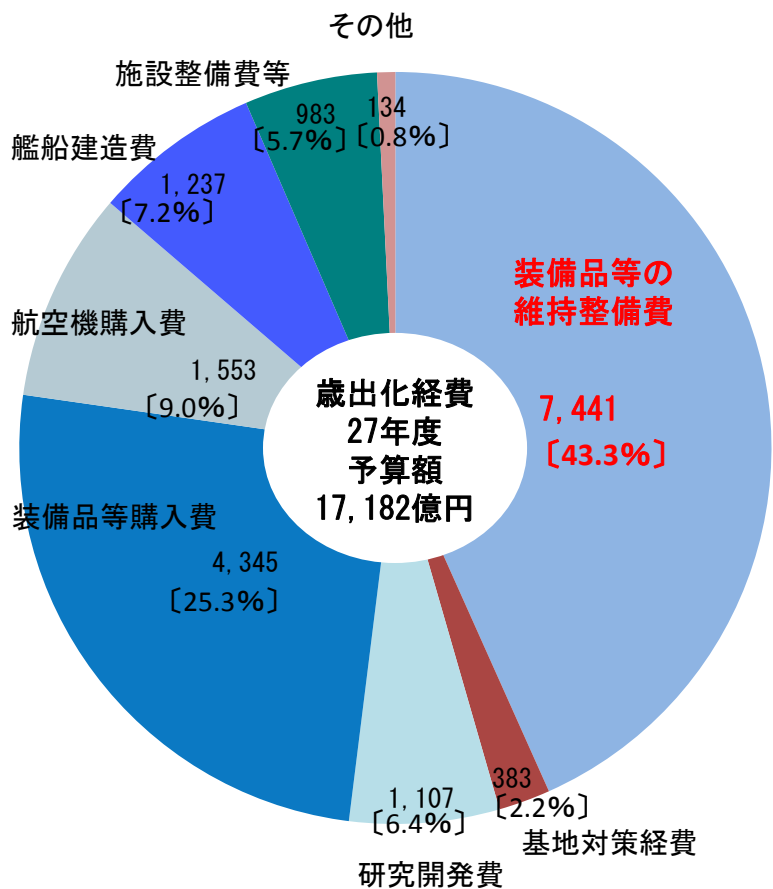
新規後年度負担額の推移

- 歳出化経費の増加傾向に加え、平成26年度及び27年度予算では新規後年度負担が大きく増加し、歳出化経費の増加が続く見込み。このため、その抑制は不可欠。
- なお、27年度予算では、「長期契約法」（平成27年4月22日成立）に基づく装備品（固定翼哨戒機P-1）の調達が増加の一因。長期契約に基づく装備品等のまとめ買いは、調達単価を引き下げ、調達コストの低下に資する一方で、将来の歳出化経費の増加を招くこととなる。各種装備品等の歳出化のタイミング等を見据えた中長期的な調達の在り方に留意。



防衛装備品及び維持整備費の増加

- 歳出化経費の内訳をみると、装備品等購入費、航空機購入費、艦船建造費や施設整備費等が5割程度を占める一方で、装備品等の維持整備費の占める割合も4割程度に上っている。
- 維持整備費は、装備品の高性能化・複雑化等に伴い増加傾向。
- このため、装備品等の新規調達抑制だけではなく、既存装備品の維持整備費の効率化と縮減が、調達改革の主要な課題。



注1：「主要装備品等契約額」とは主として直接戦闘に使用する火器・戦車・戦闘機・護衛艦などの装備品調達に係る契約のための経費、「維持整備費」とは装備品の修理や消耗品の代価及び役務費などに係る契約のための経費を示す。

注2：防衛関係費からSACO・米軍再編経費及び政府専用機を除いた計数

調達改革について

- 「中期防衛力整備計画」では、調達改革等を通じ、おおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保することとされており、調達改革は極めて重要な課題。
- 調達改革については、本年10月に設立された防衛装備庁に課せられた重要なミッション。要効率化額がまだかなり残っているところ、既存の施策による効率化にも限界があると考えられることから、防衛装備庁においては、PM（プロジェクトマネージャー）／IPT（総合プロジェクトチーム）の導入や国際共同開発・生産の推進といった施策を強力に推進することにより、残りの中期防期間中に効率化の効果を上げていく必要がある。

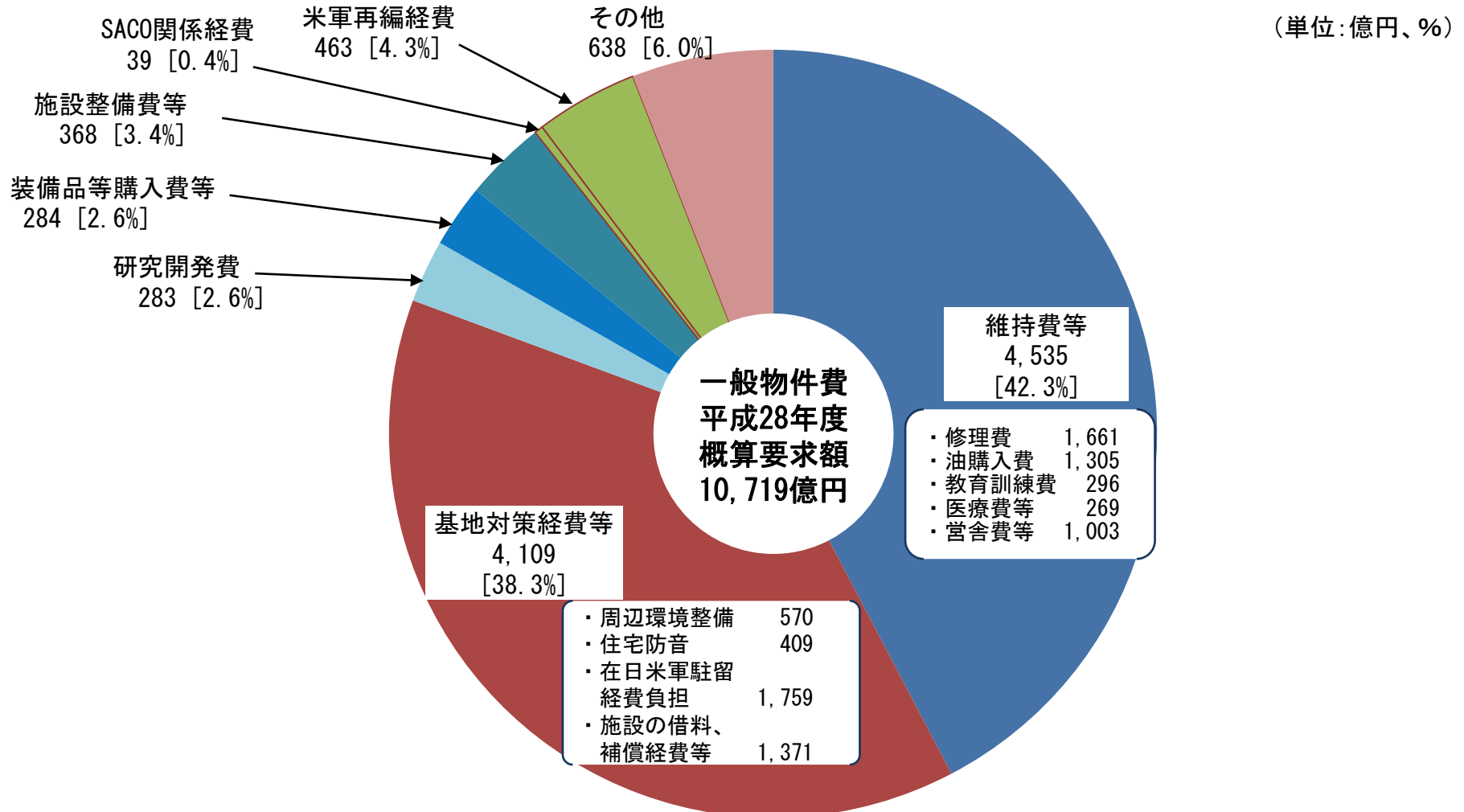
施策の例	26年度	27年度	28年度要求	29年度	30年度
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	424億円	← 2年度間の要効率化額 約3,280億円 (単年度あたり 約1,640億円) →	→
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	275億円		
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	457億円	←	→
長期契約制度の導入	—	417億円	371億円		
PM/IPT制度の導入 国際共同開発・生産の推進	—	—	—	←	→
単年度計	660億円	1,530億円	1,530億円		
累 計	660億円	2,190億円	3,720億円	→ 7,000億円	

[平成27年10月1日中谷防衛大臣臨時会見録抜粋]

本日、防衛省改革の組織改編といたしまして・・・(中略)・・・防衛装備庁の新設につきましては、この防衛装備品をより効果的・効率的に取得をするとともに、拡大する装備行政に的確に対応するために設置をするものでありまして、分散をしている装備取得関連部門を集約・統合することによって、まず、質の高い装備品のより低コストでの取得、わが国の技術的な優位の確保を重視をした研究の開発、そして、国内の生産基盤、そして技術、これの強化を図る。そして、諸外国との防衛装備・技術協力といった課題について、専門的知見を集約するとともに、一貫した責任体制で取り組むということになります。・・・(以下略)

一般物件費の効率化

- 調達改革等を通じて新規後年度負担や歳出化経費の抑制・削減に取り組むとともに、毎年度の防衛関係費の予算編成においては、一般物件費の効率化と縮減が不可欠。
- その際、防衛力整備とは直接に関係しない基地対策経費等の見直しも不可欠。特に、28年度予算編成では、現行特別協定※(平成23～27年度の5年間)の期限到来に伴う新たな特別協定の締結交渉を通じて在日米軍駐留経費負担の削減に取り組むことが必要。



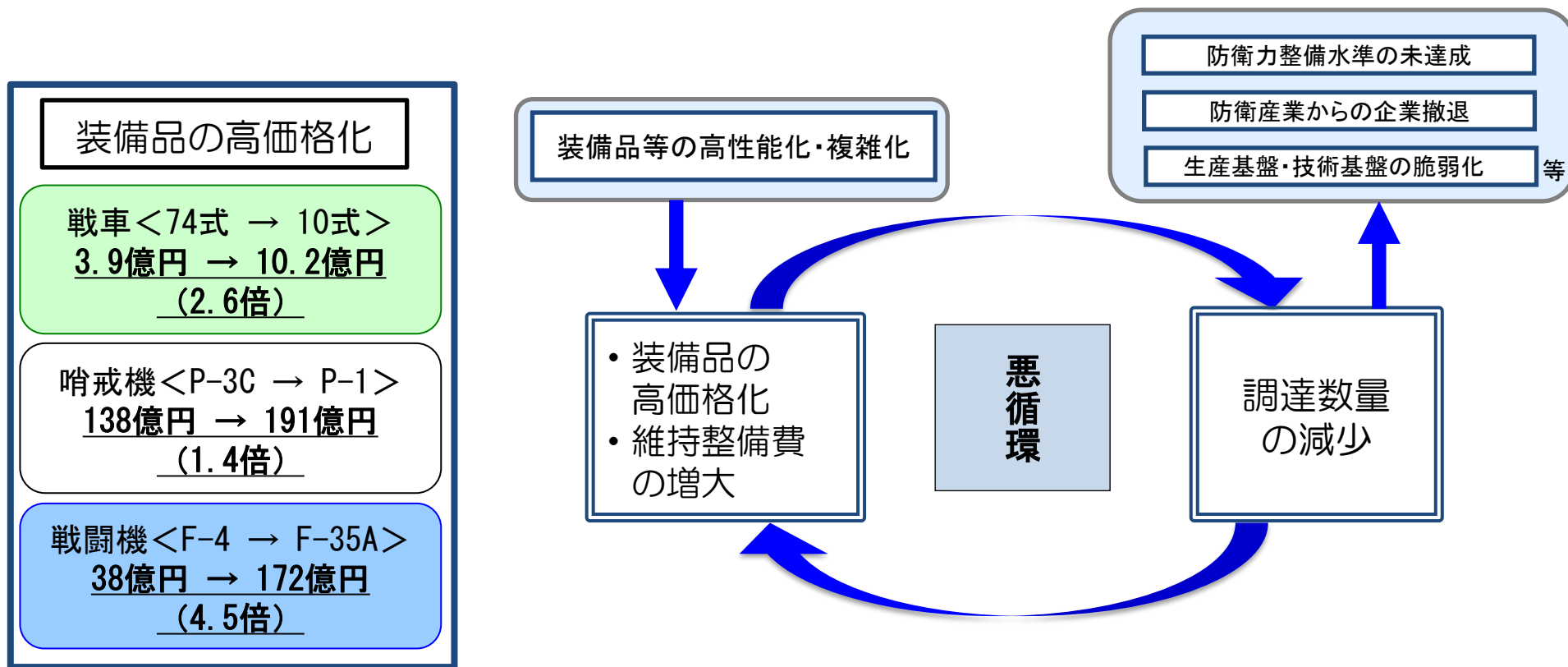
※ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

2. 防衛関係費の課題

(1) 調達改革等

調達改革が必要な背景

- 装備品の高性能化・複雑化に伴い開発・製造コストが上昇し、装備品の取得単価及び維持整備費を押し上げ、予算が硬直化する一因となっている。
- 限られた防衛関係費の中で、装備品の価格上昇や維持整備費の増大により調達数量が減少。これにより、更なる調達単価の上昇がもたらされるという、悪循環が生じている。また、調達数量の減少は防衛力整備の水準に影響を及ぼしかねない。



※ 戦車については、平成元年度と平成27年度の予算単価を比較。哨戒機については、平成6年度と平成27年度の予算単価を比較。戦闘機については昭和52年度と平成27年度の予算単価を比較。




装備品の効率的な取得に向けた取組

○ 装備品の取得方法には、各々メリット・デメリットがあることから、装備品の価格上昇や整備費の増大を防ぐためには、装備品の特性や我が国の防衛生産・技術基盤における強み弱みを踏まえた取得方法の戦略的選択が不可欠。

取得方法	メリット	デメリット	望ましいと考えられる分野
国内開発	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛生産・技術基盤の維持・強化に直結 ○国内に技術がある場合、自衛隊の要求性能を直接満たすことができる ○<u>維持整備経費が割安になる傾向</u>がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術的リスクが伴う ●<u>開発費及び調達価格の上昇リスクを伴う</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の要求性能、運用支援、ライフサイクルコスト、導入スケジュール等の条件を既存の国内技術で満たすことのできるもの ○外国からの導入が困難なもの 等 <p>【装備品の例】10式戦車 等</p>
国際共同開発・生産	<ul style="list-style-type: none"> ○他国の先端技術へのアクセスを通じて国内技術の向上が図れる ○参加国間の同盟・友好関係が強化され、防衛装備品の相互運用性の向上が期待できる ○<u>参加国間で開発・生産コストとリスクの相互負担が期待</u>できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●参加国の思惑が事業に影響するため国家間の調整等に多大な労力が必要になる場合がある ●自衛隊が求める要求性能が十分に満たされない可能性もある 	<ul style="list-style-type: none"> ○他国が保有する先進技術へのアクセス、参加国間の同盟・友好関係の強化、参加国間の開発・生産コストやリスクが相互負担できるといったメリットが十分もたらされる場合 等 <p>【装備品の例】BMD用能力向上型迎撃ミサイル(SM3ブロックII A) 等</p>
ライセンス国産	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の間、国内開発できないものについて、技術基盤を保持することができる ○国内に維持整備基盤を保持することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>輸入よりも調達価格が割高になる傾向</u>がある ●我が国独自の防衛装備品改善はライセンスの条件により困難な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の間、国内開発できないもの、開発のために膨大な経費を要するもので、維持整備等の運用支援基盤の確保のために国内に防衛生産・技術基盤を保持しておく必要があるもの ○コスト、スケジュール等の観点から国際共同開発・生産の選択が難しい場合 等 <p>【装備品の例】UH60-JA多用途ヘリ 等</p>
輸入(FMS)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>取得単価は国内開発・ライセンス国産と比較して安価になる傾向</u>がある ○自衛隊の要求性能を満たす装備品が海外にある場合、早期取得が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の防衛生産・技術基盤の向上に繋がらない ●<u>維持整備経費が割高になる傾向</u>がある ●<u>供給国側の都合により調達価格の上昇、納期遅延、維持整備の継続についてのリスク</u>がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛生産・技術基盤が保持する技術が劣後するもので、一定期間内に整備が必要なもの ○性能、ライフサイクルコスト、導入スケジュール等の面で問題がないもの 等 <p>【装備品の例】E767早期警戒管制機 等</p>

防衛装備品の取得に関する事例

- 実際の装備品の取得事例をしてみると、①国内製造参画に伴い完成機を輸入する場合と比べて単価が高くなったケース(F-35A)、②累次の開発期間の延長に伴い開発費の増大及び単価の上昇が見られるケース(C-2)及び③ライセンス元の生産終了に伴い製造コストの更なる上昇が見込まれ、取得を断念したケース(AH-64D)など、今後の装備品取得等に係る方法を検討する際に教訓とすべき課題がある。
- これまで、取得の初期に想定していた調達単価が上昇した場合等に、その理由について十分な分析・説明がなされてきたとは言いがたいのではないか。今後は、プロジェクトの管理体制を整備し、調達コストが上昇した場合には、調達の取りやめなどの措置を含めて、実効性のある対応を講ずるべき。

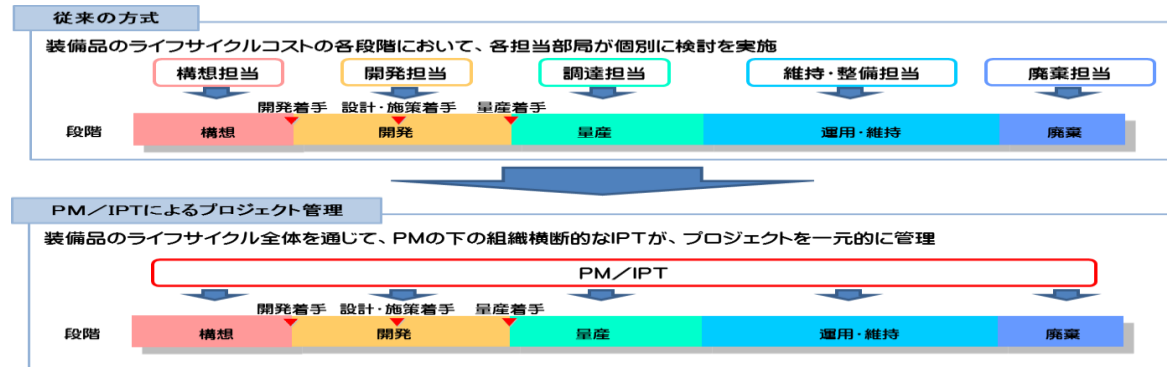
装備品	調達方法	調達価格等		現状及び価格上昇の要因等
		当初見積価格等	実際の調達価格	
①F-35A戦闘機 	国内企業による製造参画	<平成24年度予算額> 1機当たり:89億円 (完成機輸入)	<平成28年度要求> 1機当たり: 172億円 初度費累計:1,457億円 (国内企業製造)	【現状】 平成24年度以降、42機を取得するものとして、平成27年度までに16機予算措置済み。 【価格上昇の要因】 ○国内企業参画に伴う部品等の価格上昇 ○国内企業の製造ラインを維持する経費の増加
②C-2輸送機 	国内開発	<平成21年度見積価格> 1機当たり:145億円 開発費累計:2,038億円	<平成28年度要求> 1機当たり:201億円 開発費累計:2,610億円	【現状】 総取得予定機数約30機のところ、平成27年度までに8機予算措置済み。開発費の累計額が増加。 【価格上昇の要因】 ○材料基準量の増加に伴うコストの増加 ○エンジン製造企業の総製造台数減に伴うエンジン価格の上昇
③AH-64D 戦闘ヘリ 	ライセンス国産	<平成14年度予算額> 1機当たり:60億円	<平成20年度要求> 1機当たり:83億円 ※最終的に予算計上せず	【現状】 当初62機取得予定であったところ、13機で調達終了。 【調達終了の要因】 ○新機種の生産開始に伴うライセンス元(米ボーイング社)の製造中止により多額の追加経費(枯渇部品再設計費170億円、ライン維持費34億円(毎年))が必要

プロジェクト管理の取組

- 装備品の取得及び維持整備費については、調達改革を通じた効率化の取組が不可欠。
- 調達改革に際しては、これまでの防衛装備品の調達事例を教訓に、①ライフサイクルの各段階を通じた「プロジェクト管理」の体制を整備した上で、②ライフサイクルコスト(LCC)見積りの精緻化、③プロジェクト管理の強化などの取組が必要。
- また、防衛装備庁においては、①～③の取組を進めることにより具体的にどのような効果が上がったのか、国民に説明することが求められる。

① プロジェクト管理手法の体制整備

- ・ 装備品等の構想、開発、量産（取得）、維持・整備、廃棄といった各段階を一元的に管理するためのプロジェクト管理体制として、プロジェクト・マネージャー（PM）及び組織横断的な検討を行う統合プロジェクトチーム（IPT）を設置。



② ライフサイクルコスト（LCC）見積りの精緻化

- ・ 当初見積りよりも取得単価が上昇するケースが多く、さらに、実施段階においても直近の見積りと乖離するケースが多く見られることから、更なる精緻化が必須。
- ・ 精度の高い見積りに寄与するコストデータベースの構築、乖離の原因を特定する差異分析の実施等を着実に進めることが必要。

③ プロジェクト管理の強化

- ・ 装備品等の見積り額と実際の取得価格に乖離が生じた場合には、仕様の見直し、代替品への切り替えなどのLCC抑制策を講じ、さらには、調達数量の変更や事業の中止等を含む見直しを行うことが必要。

※ 米国では、装備品のコストが上振れた場合、議会に対して理由説明や事業停止の可能性を含む承認要請といった対応が必要。（ナン・マッカーディ条項）

維持整備費の効率化

- 維持整備費の増大を抑制するためには、検査・修理の効率化に加え、①PBL方式のような新たな契約方式や②国際的な後方支援体制の構築といった取組が必要。
- とりわけPBLについては現在一部のヘリ(特別輸送ヘリ EC-225LP)等を対象としているが、今後さらに適用範囲を拡大していく必要があると考えられる。そのためには、いつまでにどのような装備品を対象にするかについての具体的な方針や計画を速やかに策定すべき。

① PBL (Performance Based Logistics : 成果保証契約)

○PBLとは

- ・ 装備品等の補給、維持・整備などの業務について、必要な部品の個数や作業量に応じて対価を支払うのではなく、可動率や供給リードタイムの保証など、成果（パフォーマンス）の達成に応じて対価を支払う契約方式。
- ・ 補給、維持・整備業務を一括して代表企業に委託することにより、部品の最適な生産や供給等を促し、パフォーマンスの向上とコストの削減を達成しようとするもの。

○PBL導入による期待効果

- ・ 部品の供給・修理等を長期かつ包括的に民間に委託することにより、部品の取得や修理のリードタイムの短縮（パフォーマンスの向上）が図られる。
- ・ 部品の取得や修理のリードタイムの短縮により、補用品の在庫削減（＝コストの削減）が可能となる。

○PBL導入事例（パイロット・モデル）

- ・ 業務の効率化、コストの抑制及び部隊運用への影響を検証するため、陸上自衛隊の特別輸送ヘリ（EC-225LP）の維持・整備業務を対象に、平成24年度から28年度までの間、長期の包括的契約（5カ年度の国庫債務負担行為）を締結。
- ・ コスト効果：従来方式と比較して、約8億円の削減。（約29億円（従来方式）→約21億円（PBL））

② 国際的な後方支援（維持・整備）体制の構築

- 共通装備品を運用する米国等との間で後方支援における連携を進めることは、スケールメリット等を活かしたより効率的な維持整備を実施する上で有効。
- 他方で、整備基盤を設置する際には多額の費用が発生することから、現在、検討されている在日米軍と自衛隊のF-35やオスプレイ等の装備品に関する共通の整備基盤を日本企業が提供する取組等については、効率的な維持整備に向けた効果を見極めつつ実施することが必要。

装備品の効率的な取得に向けた更なる取組

- 従来、防衛装備品については、自衛隊による所要を前提に開発され取得数量も限られていることなどから、量産効果による価格低減が期待しにくかった。
 - これに対して、平成26年4月に策定された「防衛装備移転三原則」を踏まえた国際共同開発・生産への参画や、装備品の民間転用(※)等の取組を通じて、取得価格の低減に努めていくことも必要。
- (※) 民間転用とは、防衛装備品の開発過程で得られた技術成果等について、開発担当企業が自社製品として、外国政府、他府省、自治体、民間企業等向けに製品を開発・生産・販売すること。

【事例①】 国際共同開発・生産

○SM-3Block II A (BMD用能力向上型迎撃ミサイル)

- SM-3Block II Aについては、米国との共同開発を経た後に共同生産へ移行する予定。
- 日米両国は、それぞれの担当構成品について全量を生産することとされており、単独での取得に比して製造数量が多くなることから、量産効果を楽しむことが可能。
- 開発費用も担当構成品にかかる部分を日米で負担しあうことから、単独での取得に比べて抑制することが可能。

【事例②】 民間転用

○US-2 (救難飛行艇)

- 捜索・救難飛行艇の取得を検討しているインドとの間で、US-2にかかる2国間協力に向けた合同作業部会を設置し、インドへの技術移転や同国内での製造も含む産業間協力のロードマップ策定に向けた準備等について協議を実施。
- 安全保障・防衛協力の強化及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に資することに加え、生産数量の増加により価格低減効果も期待される。

【事例③】 民間向け開発と並行して開発事業を行う事例

○UH-X (次期多用途ヘリコプター)

- 陸上自衛隊の新多用途ヘリコプターの開発事業において、効率的な開発を進める観点から、国内企業と海外企業が共同で行う民間機の開発と並行して実施することを前提として、開発事業者の選定を実施。
- 開発経費の縮減に加え、民間向け製造も含めた量産効果によって、取得価格の抑制を図ることを狙った取組。

2. 防衛関係費の課題

(2) 在日米軍駐留経費負担の見直し

在日米軍関係経費(平成27年度予算)の概要

- 我が国は在日米軍の駐留に係る経費の一部(①+②)を日米地位協定及び特別協定に基づき負担している。また、基地のある地域の負担軽減を図るため等に行う、米軍の再編等に係る経費(③)を負担している。
- このうち、②在日米軍駐留経費について、現行の特別協定が27年度で期限を迎えることから、28年度以降の同経費の負担のあり方について見直しを検討。

在日米軍の駐留に関連する経費 (防衛省関係予算：3,725億円①+②)

- ・ 周辺対策 590億円
- ・ 施設の借料 971億円
- ・ リロケーション 7億円
- ・ その他(漁業補償等) 258億円

計：1,826億円①

在日米軍駐留経費負担 (1,899億円②)

- ・ 提供施設整備(FIP) 221億円
- ・ 労務費(福利費等) 262億円

計：483億円

SACO関係経費 (46億円③)

- ・ 土地返還のための事業 5億円
- ・ 訓練改善のための事業 2億円
- ・ 騒音軽減のための事業 3億円
- ・ SACO事業円滑化事業 25億円

計：34億円

米軍再編関係経費 (1,426億円③)

- ・ 在沖米海兵隊のグアムへの移転 17億円
- ・ 沖縄における再編のための事業 271億円
- ・ 米陸軍司令部改編 1億円
- ・ 空母艦載機の移駐等のための事業 926億円
- ・ 訓練移転のための事業 0.2億円
- ・ 再編関連措置の円滑化を図るための事業 158億円

計：1,374億円

特別協定による負担(1,481億円)

- ・ 労務費(基本給等) 1,164億円
- ・ 光熱水料等 249億円
- ・ 訓練移転費(NLP) 3億円

計：1,416億円

- ・ 訓練移転費 12億円
- (・ 104号線越え射撃訓練
- ・ パラシュート降下訓練

- ・ 訓練移転のための事業 52億円
- (・ 米軍機の訓練移転

注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

注：2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

注：3 防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等：345億円、27年度予算)等がある。

在日米軍駐留経費負担の具体的内容

27年度予算額

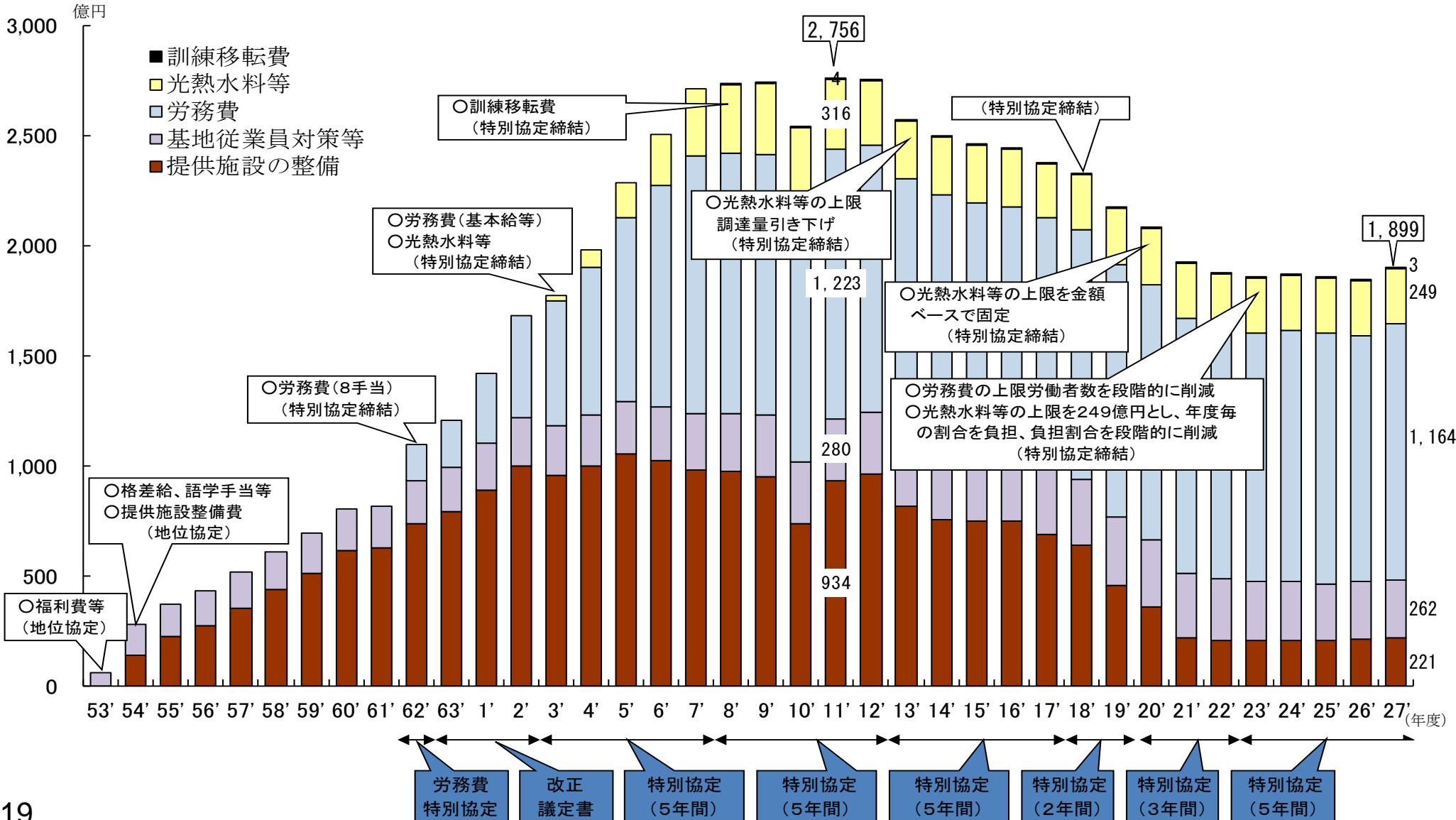
地位協定の範囲内	<p>労務費（福利費等、格差給、語学手当等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和53年度から、社会保険料等の福利費を負担 ・ 昭和54年度から、基本給に対する10%の上乗せである格差給、語学手当等を負担(注1) <p>提供施設整備（Facility Improvement Program：FIP）※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和54年度から隊舎、家族住宅、消音装置、汚水処理施設、管理棟等の施設整備を負担 ・ 平成12年10月以降、娯楽性や収益性のあるレクリエーション・娯楽施設等の福利厚生施設は採択しないこととされた。 <p>※ 現行の特別協定を巡る日米協議では、労務費や光熱水料等の減額分については、提供施設整備に充当することとされ、在日米軍駐留経費全体の水準が維持されることとなった。</p>	<p>262億円</p> <p>221億円</p>
特別協定	<p>労務費（基本給等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和62年度から調整手当等を負担、平成3年度から負担の範囲を基本給に拡大 ・ 平成8年度から負担の上限労働者数(23,055人)を設定、平成23年度から上限労働者数を23,055人から22,625人に段階的に削減 <p>(参考)○駐留軍等労働者の内訳(平成27年3月末現在：25,200人)</p> <p>MLC(Master Labor Contract：警備員、整備員等)19,399人</p> <p>IHA (Indirect Hire Agreement：福利厚生施設の販売員等)5,801人</p> <p>○IHAの具体例</p> <p>ゴルフ練習場係・コース整備員、ボーリング場マネージャー、観光ガイド、娯楽ボートオペレーター、バーテンダー、映画映写技師 等</p> <p>光熱水料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成3年度から隊舎、学校等、家族住宅、レクリエーション・娯楽施設等の福利厚生施設の電気、ガス、水道、下水道及び暖房用の燃料の料金等を負担 ・ 平成13年度からは施設・区域外の米軍住宅分については対象外 ・ 平成20年度は負担の上限を253億円、21年度、22年度は249億円と設定 ・ 平成23年度からは負担の上限を249億円としつつ、日本側は負担割合を76%から72%に段階的に削減 <p>訓練移転費等</p> <p>平成8年度から日本側の要請に基づく在日米軍の国内への訓練の移転に伴う追加的経費を負担</p> <p>平成23年度からグアム島米国の施政下の領域への訓練移転に係るものを負担対象に追加</p>	<p>1164億円</p> <p>249億円</p> <p>3億円 (注2)</p>
計		1899億円

注1：格差給等（格差給、語学手当、退職手当の一部）については、平成20年度から廃止されたが、平成25年の国家公務員給与減額措置の適用に合わせて復活。その後、同減額措置の終了後も引き続き格差給等は存続している。

注2：「在日米軍駐留経費負担」には「SACO関係経費」及び「米軍再編関係経費」の下での訓練移転費は含まれない。

在日米軍駐留経費負担の推移

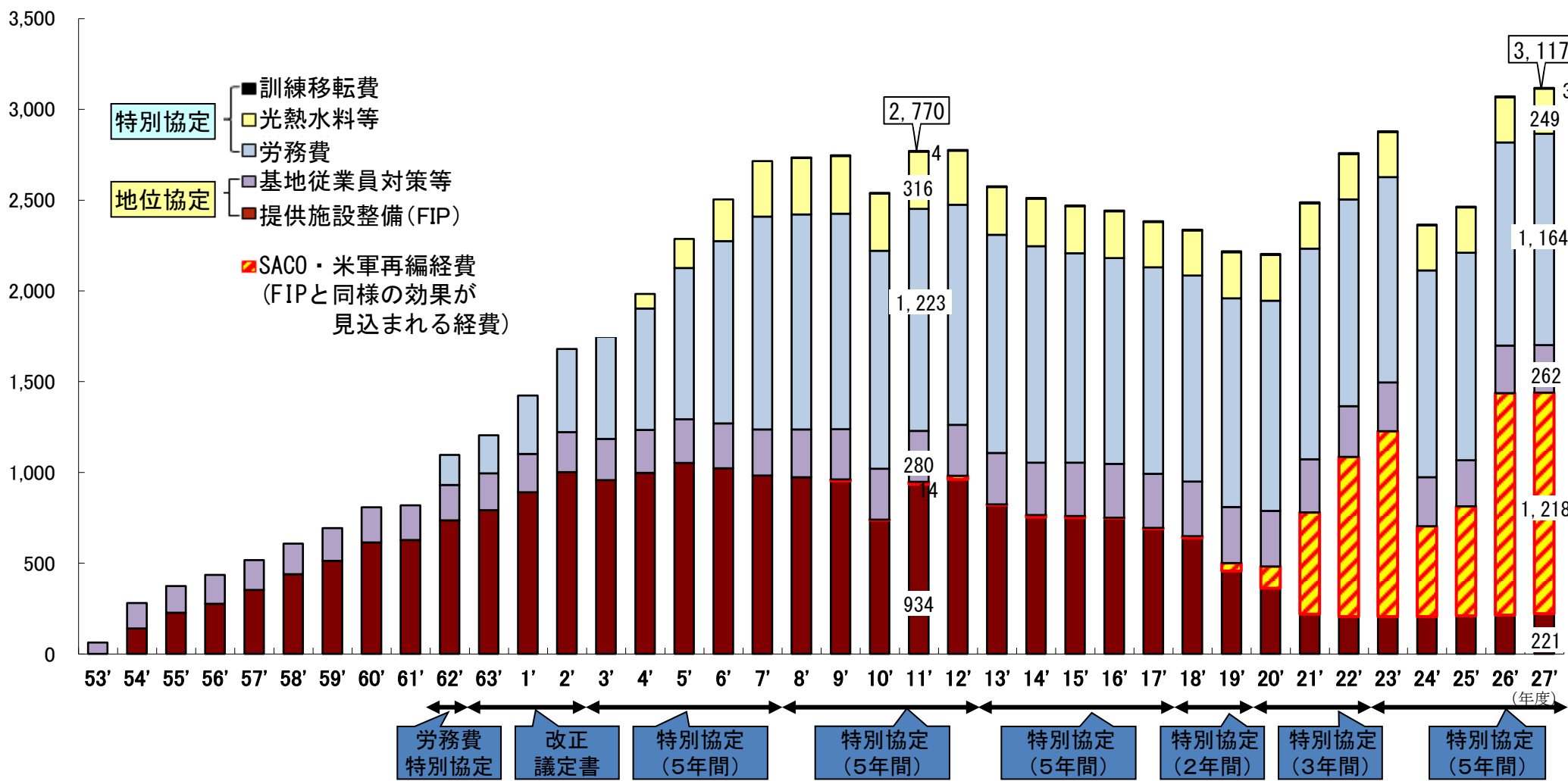
○ 負担項目の拡大を通じて平成11年度にピークをつけた在日米軍駐留経費負担は、その後の見直しを通じて低下したものの、現特別協定期間中は1,800億円後半を維持。



在日米軍駐留経費負担と米軍再編関係経費(FIPと同様の効果が見込まれる経費)の推移

○ 我が国はSACO・米軍再編経費において提供施設整備(FIP)と同様の効果が見込まれる施設整備を大規模に実施。こうした経費と在日米軍駐留経費負担を合わせると、在日米軍の駐留等に係る我が国の経費負担は急激に増加している。

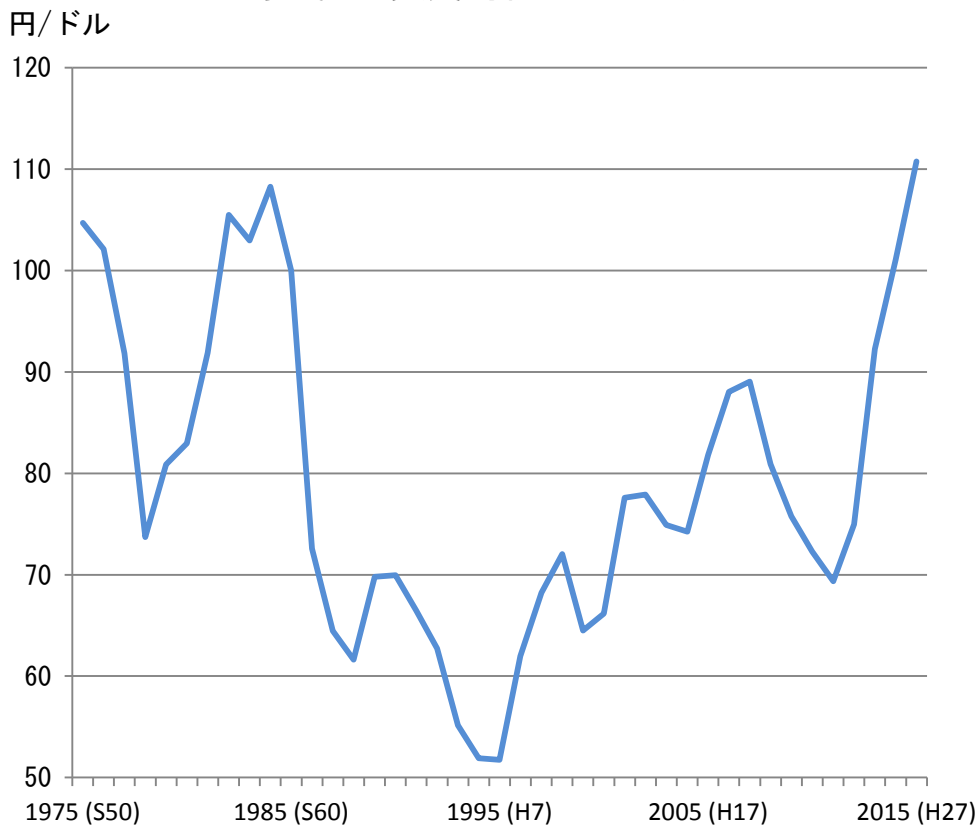
億円



在日米軍駐留経費負担を巡る情勢の変化

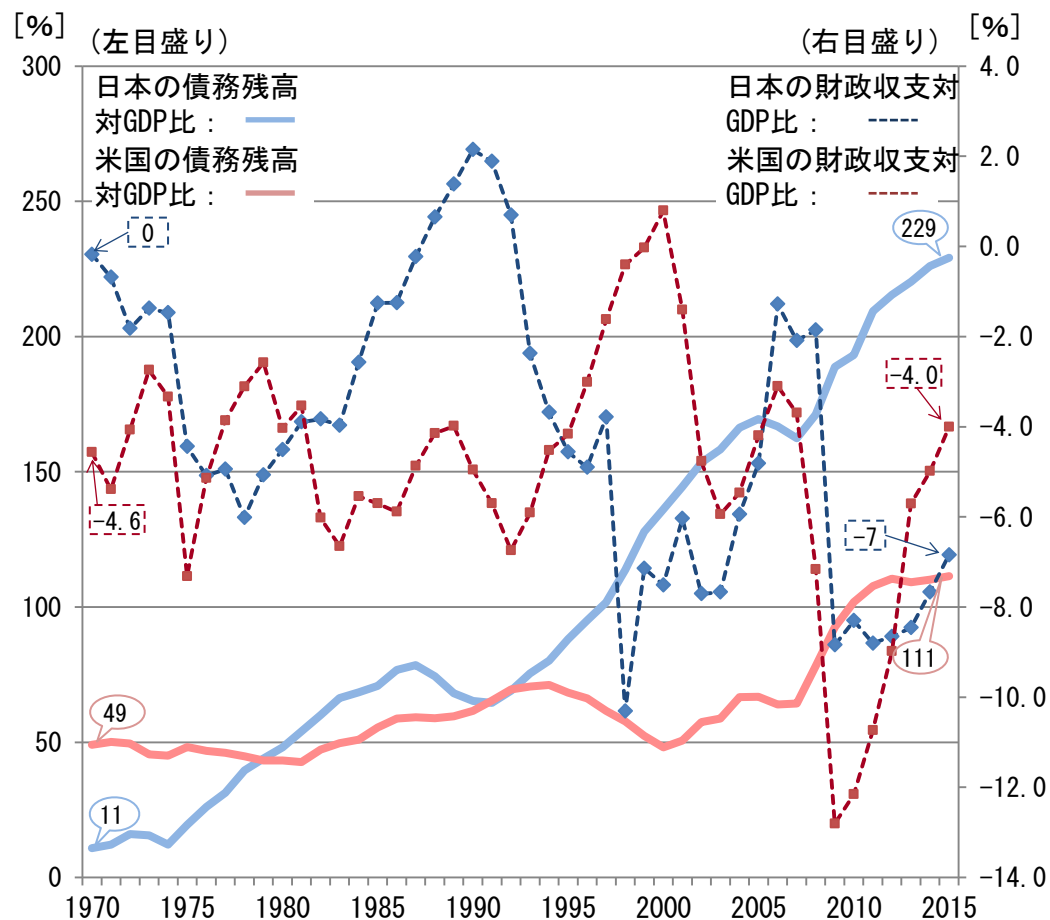
- 我が国が、自主的に在日米軍の駐留に係る経費の一部を負担し始めた当時と比較して、日米の経済や財政の状況は大きく変化。
- また、日米間の新ガイドライン(平成27年4月SCG了承)や平和安全法制(平成27年9月成立)など、国際平和協力や安全保障分野における日本の責務は拡大。
- こうした経済財政状況や安全保障分野等における情勢の変化等を踏まえ、在日米軍駐留経費負担のあり方について見直しが必要。

(参考1) 実質為替レート (※)



※算出方法：実質為替レート＝名目為替レート×物価水準（米）/物価水準（日）
1985年を100とする。物価水準はGDPデフレーターによる。

(参考2) 日米間の財政比較



(出典) 名目為替レート：日本銀行「主要時系列統計データ表(月次)」
GDPデフレーター：OECD「Economic Outlook No 97 - June 2015」

米軍駐留国における経費負担の国際比較

- 他の米軍駐留国と比較して、米軍の駐留に係る経費全体における日本の負担割合は大きい。
- 光熱水料等、他の米軍駐留国では必ずしも負担していない経費を我が国は負担している。

	日本	韓国	ドイツ	イタリア
提供施設整備費	日米分担	米韓分担	米側負担	米側負担
労務費	日米分担	米韓分担(注1)	米側負担	米側負担
従業員数(注2)	25,489名	12,779名	17,570名	4,172名
米軍人数(注3)	33,286名	25,062名	55,140名	9,601名
米軍人100人当たりの従業員数	77名	51名	32名	44名
光熱水料等	日米分担	米側負担	米側負担	米側負担
負担割合(注4)	74.5%	約40%	約33%	約41%

注1：韓国側の負担については、一括して米国政府に支払っており、支出項目の制限は設けられていない。2009年時点の韓国側負担率は71%。

2：韓国、ドイツ及びイタリアの労働者数については、米国防省資料「Foreign National Program Information」及び「Foreign National Program Briefing」による。（韓国は平成20年12月31日現在。ドイツ及びイタリアは調査時点不明。）

3：米国防省資料「Active Duty Military Personnel Strengths by Regional Area and by Country」による（いずれも平成20年9月30日現在）。

4：米国防省「共同防衛に対する同盟国の貢献に関する報告」（平成16年）による。

現行特別協定について

- 現行の特別協定を巡る日米協議では、労務費や光熱水料等の見直しを行ったものの、提供施設整備（FIP）を含む在日米軍駐留経費負担全体の高さの目安は、平成22年度の水準が維持された。
- 新たな特別協定の締結に際しては、労務費、光熱水料等、施設整備等について廃止も含めた見直しを行うことによって、在日米軍駐留経費負担を減額していくべきではないか。

現行特別協定のポイント

1. 対象期間： 5年間（2011. 4. 1～2016. 3. 31）
2. 経費負担：
 - （1）労務費 日本側が負担する上限労働者数を、現行の23,055人から22,625人に段階的に削減
 - （2）光熱水料等 日本側の負担割合を定めるとともに、その割合を当時の実状の76%から72%に段階的に削減。ただし、日本側負担は249億円を上限とする。
 - （3）訓練移転費 日本側が経費負担可能な訓練移転先に米国の施政下の訓練場所を追加

「2+2」文書 在日米軍駐留経費負担（平成23年6月21日）（抄）

閣僚は、現行の特別協定の有効期間である5年の間、在日米軍駐留経費負担全体の水準が日本の2010会計年度の水準（日本の2010会計年度予算額1,881億円が目安）に維持されることを確認した。

閣僚は、日米両政府が、現行の特別協定の期間中、日本側が負担する労務費及び光熱水料等の段階的な削減を実施するとともに、当該減額分を提供施設整備費に充当することを確認した（現行特別協定の期間中の提供施設整備費の水準は各年度206億円を下回らないこととする。）。

労務費の見直しについて

- 駐留軍等労働者の基本給等は、本来、地位協定に基づいて米国が負担すべきものであり、労務費に係る負担については、廃止も含め縮小を図っていく必要があるのではないかと。
- 駐留軍等労働者にはレクリエーション・娯楽施設等の福利厚生施設で働く労働者(IHA)が含まれるが、①提供施設整備(FIP)においては娯楽性や収益性のある施設は採択していないこと、②こうした施設はサービスの対価として収益があるため、従業員の労務費はその収支の中で支払われるべきものであること等を踏まえれば、IHAに係る労務費の負担は廃止していく方向で検討すべきではないかと。
- 駐留軍等労働者の給与は、勤続年数等の諸条件を考慮しなければ民間や国家公務員よりも高いが、格差給や語学手当等がその一因である。これらの手当は平成20年度に廃止されたにもかかわらず、国家公務員給与減額措置の駐留軍等労働者への適用と合わせて平成25年度に復活し、同減額措置終了後も引き続き存続していることから、廃止に向け早急な見直しが必要。

○ 駐留軍等労働者と民間企業労働者の職種別所定内給与比較

職 種 名			駐留軍等労働者	民間企業労働者	比較 A/B	
駐留軍等労働者	人数 (人)	民間企業労働者	A 給与 (円)	B 給与 (円)		
IHA	コック	349	調理士	282,900	229,600	1.23
IHA	ジャンター	215	用務員	243,700	197,100	1.24
IHA	ウェイター・ウェイトレス	194	給仕従事者	222,300	197,600	1.13
IHA	ハウスキーパー職	155	ビル清掃員	231,600	172,900	1.34
IHA	ベーカー	51	パン・洋生菓子製造工	291,700	195,900	1.49
MLC	自動車機械工	273	自動車整備工	326,000	251,700	1.30
MLC	フードサービスワーカー	207	調理士見習	222,100	173,500	1.28
MLC	ボイラー装置操作工	143	ボイラー工	301,100	246,800	1.22
MLC	車両運転手	141	自家用乗用自動車運転者	299,100	203,400	1.47

注1：駐留軍等労働者は「平成26年(2014)給与実態調査」、民間企業労働者数は「平成26年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)による。

注2：対象職種は、駐留軍等労働者の基本給表2関係職種のうち、かつ、民間企業労働者との比較が可能な職種としている。

注3：「給与」とは、毎月きまって支給される所定内給与であり、超過勤務手当等の実績給は含まない。

光熱水料等の見直しについて

- 光熱水料等について他の米軍駐留国では必ずしも負担していない。負担の是非に加え、負担のあり方、例えば、娯楽施設や家族住宅の光熱水料等について対象外とする等の見直しを行う必要。

光熱水料等（電気、ガス、水道、下水道、軽油等燃料）の具体的用途先

【負担している用途先】

- 飛行場施設、港湾施設、貯油施設及び通信施設等の施設
- 隊舎、執務室、学校、病院等
- 施設・区域内に所在する家族住宅
- レクリエーション・娯楽施設等の福利厚生施設

【負担していない用途先】

- 施設・区域外に所在する家族住宅（平成13年度特別協定以降、対象外とされた）
- 航空機、艦船、自動車用等

提供施設整備の見直しについて

- 提供施設整備(FIP)については、個々の施設整備の必要性等を踏まえて措置するものであり、あらかじめ負担総額を取り決めることは不適當。
- FIPは我が国が自主的に負担する経費であり、厳しい財政状況等を踏まえれば、採択する施設やその内容について、更に厳格に精査すべき。

日米安全保障協議委員会文書(一部抜粋) (平成23年6月21日「2+2」)

閣僚は、現行の特別協定の有効期間である5年の間、在日米軍駐留経費負担全体の水準が日本の2010会計年度の水準（日本の2010会計年度予算額1,881億円が目安）に維持されることを確認した。

閣僚は、日米両政府が、現行の特別協定の期間中、日米側が負担する労務費及び光熱水料等の段階的な削減を実施するとともに、当該減額分を提供施設整備費に充当することを確認した（現行特別協定の期間中の提供施設整備費の水準は各年度206億円を下回らないこととする。）。

平成26年度にFIPで予算措置された事業例

- 低層住宅（太陽光発電、ヒートポンプ給湯、窓の高断熱化）の改修
- 管理棟等（太陽光発電）の改修
- 教育施設等（太陽光発電）の改修
- LED外灯（照明の効率化）の設置
- 干潟・藻場の造成
- 家族住宅（低層）の改築
- 管制塔及び消防署用非常用発電機の改修
- 既設電線の張替え
- 汚水管の補強
- 隊舎の改修
- 雨水排水施設
- 崖崩れ・傾斜面崩壊防止工事 など

まとめ

- 我が国の防衛力整備については、「経済・財政再生計画」で示された方針のもと歳出改革に取り組むとともに、「防衛計画の大綱」や「中期防衛力整備計画」等に沿った検討を行い、防衛関係費をメリハリのある予算としていくことが必要。
- 将来の防衛関係予算が硬直化することのないよう、装備品等の調達時において歳出化のタイミングを見据えながら新規後年度負担を抑制していく必要。
- 持続的な防衛力整備を可能とするため、①装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実施の徹底など効率的な調達に向けた取り組みの推進や、②国際共同開発・生産への参画等による取得価格の低減への取り組みなどの調達改革を通じて実質的な財源確保を図り、防衛力整備に必要な金額を確保する必要。
- 在日米軍駐留経費負担については、新たな特別協定の締結に向け、①日米ガイドラインや平和安全法制など、安全保障分野等における我が国の役割の拡大、②最近の円安傾向や米国よりも厳しい我が国の財政事情等、同経費負担開始時や現行特別協定締結時からの情勢変化、③我が国がSACO・在日米軍再編経費において大規模な支援を実施していること等を踏まえ、各経費負担の見直しを通じて減額していくことが必要。

